

どう変わる？ 標準報酬月額、傷病手当金、出産手当金等の改正

◆今国会で改正法が成立

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が今国会で改正しました（平成 27 年 5 月 29 日公布）。

これにより、健康保険料の算定基礎となる標準報酬月額などが変更になります。

なお、施行は平成 28 年 4 月 1 日で、詳細は省令で定めることとされています。

◆標準報酬月額に関する改正

標準報酬月額について、3 等級区分が新たに追加され、その上限額が 139 万円となりました。

(改正前)

- ・第 47 級…（標準報酬月額）1,210,000 円、（報酬月額）1,175,000 円以上

(改正後)

- ・第 47 級…（標準報酬月額）1,210,000 円、（報酬月額）1,175,000 円以上 1,235,000 円未満
- ・第 48 級…（標準報酬月額）1,270,000 円、（報酬月額）1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
- ・第 49 級…（標準報酬月額）1,330,000 円、（報酬月額）1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
- ・第 50 級…（標準報酬月額）1,390,000 円、（報酬月額）1,355,000 円以上

◆標準賞与額に関する改正

標準賞与額の上限額（年度における標準賞与額の累計額）が、改正前の「540 万円」から「573 万円」に改正されました。

◆傷病手当金に関する改正

傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する金額とする（1 年に満たない場合はその期間または全被保険者の平均の低いほう）こととされました。

標準報酬月額を基準として支給額を決定することには変わりはありませんが、「直近の継続した 12 月間分」を平均することになりました。

◆出産手当金に関する改正

傷病手当金の支給に係る規定が準用されます。